

**「秋田市つながり実感移住フェア開催事業」業務委託  
公募型プロポーザル実施要領**

**1 目的**

本プロポーザルは、「秋田市つながり実感移住フェア開催事業」業務を委託するにあたり、秋田市暮らしの魅力を効果的に発信し、移住促進につながるフェアの開催手法について企画提案を募集し、最も適切な者を当該業務の契約候補者として選定することを目的とする。

**2 業務概要**

(1) 業務名

「秋田市つながり実感移住フェア開催事業」業務委託

(2) 業務内容

別添「秋田市つながり実感移住フェア開催事業」業務委託仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年12月26日までとする。

(4) 提案上限額

4,312,000円（消費税および地方消費税を含む。）とする。

**3 参加資格要件**

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たすものとする。

(1) 秋田市内に本店、支店又は事業所等を有する者であること。

(2) 過去2年間に本市、国（特殊法人等を含む。）又は他の公共団体と類似する契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するものでないこと。

(4) 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。

(5) 市税に滞納がないこと。

(6) 申請者、申請者の役員又は申請者の経営に事実上参加している者が、集団的にもしくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある団体の構成員又は当該団体と密接な関係を有する者であると認められないこと。

**4 スケジュール**

令和7年7月	1日（火）	公募開始
	7月 8日（火）	質問票提出期限（午後5時まで）
	7月16日（水）	参加表明書等提出期限（午後5時まで）
	7月25日（金）	企画提案書等提出期限（午後5時まで）
	7月29日（火）	ヒアリング・審査（予定）
	7月30日（水）	選定結果公表
	7月31日（木）	契約締結（予定）

## 5 質問の受付

本プロポーザルに関し質問がある場合は、令和7年7月8日（火）午後5時までに「質問票（様式第3号）」に質問の内容を記入し、担当課あてに電子メールで提出すること。質問票以外による質問や問合せには一切応じない。

【担当課】秋田市企画財政部人口減少・移住定住対策課  
(提出先) E-mail : ro-plpo@city.akita.lg.jp

なお、質問に対する回答は、本プロポーザルに直接関係する質問に対してのみ行うものとし、提出期限後速やかに電子メールで返信するとともに、秋田市公式ウェブサイト質問者名を伏せて掲載する。

## 6 参加方法

本プロポーザルに参加しようとする者は、次のとおり参加表明書等を提出し、参加資格の確認を受けること

### (1) 提出書類

以下に掲げる書類を作成し提出すること。作成する書類は、原則として日本工業規格A列4番とする。提出後の変更、修正、追加および再提出は、本市が指示した場合を除き、認めない。

ア 参加表明書兼誓約書（様式第1号）

イ 会社等の概要（様式自由。2ページ以内とする。）

社名・商号、所在地（本社および秋田市内の事業所等）、設立年月日、従業員数および業務概要などを記載すること。なお、個人事業主の場合は、開業届の写しも添付すること。

ウ 類似業務の実績（様式自由。4ページ以内）

過去2年間に、ホームページを制作した実績および自社の強みや委託の成果等を記載すること（ホームページの画面の写しや契約書等の契約金額が分かる書類等を添付）

エ 市税の納税証明書（写し可）

(ア) 秋田市に納めた法人市民税（個人事業主は、個人市民税）

(イ) 秋田市に納めた固定資産税

※法人市民税は直近の営業年度のもの、固定資産税は申請日が属する月において、納付期限が到来している期の方までの直近4期分の証明書。なお課税されていない場合や固定資産を有していない場合はその証明書を提出すること（秋田市発行）。

オ 登記事項証明書（写し可） ※提出日から3か月以内に発行されたもの

### (2) 提出期限

令和7年7月16日（水）午後5時まで（必着）

※すべての提出書類が期限内に到着しない場合（書類に不備があった場合で、差し替え等が期限内に完了しない場合を含む。）は失格とする。

### (3) 提出方法

提出書類各1部を担当課へ持参又は郵送すること。又、提出書類をPDF化して電子メールで担当課へ送信すること。

【担当課】 秋田市企画財政部人口減少・移住定住対策課  
(提出先) 010-8560 秋田市山王一丁目1番1号  
(秋田市役所本庁舎4階)  
E-mail: ro-plpo@city.akita.lg.jp

(4) 確認通知

提出された書類を審査して参加資格を確認し、提出期限後速やかに、確認結果を電子メールにより通知する。

(5) 一次審査

参加表明書等を提出した者のうち参加資格を確認できた者が5者を超えるときは、企画提案の提出を求める者を5者程度に選定するため、提出された「類似業務の実績」に関して書面審査を行う場合がある。その結果は、前項の確認通知と合わせて通知する。

## 7 企画提案書類の提出方法

参加資格の確認を受けた者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。なお、提案は1者1案に限る。

(1) 提出書類

以下に掲げる書類を作成して提出すること。作成する書類は、原則として日本工業規格A列4番とし、様式は自由とする。提出後の変更、修正、追加および再提出は、本市が指示した場合を除き、認めない。

- ア 企画提案書
- イ 業務の実施体制
- ウ 参考見積

(2) 提出期限

令和7年7月25日(金)午後5時まで(必着)

※すべての提出書類が期限内に到着しない場合(書類に不備があった場合で、差し替え等が期限内に完了しない場合を含む。)は失格とする。

(3) 提出方法

「企画提案書提出届(様式第2号)」1部および(1)の提出書類を一つづりにしたもの6部を担当課へ持参又は郵送すること。又、提出書類をPDF化して電子メールで担当課へ送信すること。

【担当課】 秋田市企画財政部人口減少・移住定住対策課  
(提出先) 010-8560 秋田市山王一丁目1番1号  
(秋田市役所本庁舎4階)  
E-mail: ro-plpo@city.akita.lg.jp

## 8 企画提案を求める内容(企画提案書の記載要領)

企画提案書等の作成に当たっては、別紙「仕様書」および「評価シート」を踏まえ、以下により企画提案の内容を記載すること。

(1) 企画提案書

以下のアからウまでの各項目についてそれぞれ1ページ以上、合計で10ページ

以内とすること。

ア 本市への移住定住の促進（仕様書4）

ターゲットの支援ニーズや相談ニーズおよび地方移住のトレンドを踏まえ、移住促進につながるが見込まれる企画内容を具体的に示すこと

○フェア実施にあたっては、以下のターゲットを意識した内容とすること。

【重点ターゲット】

- ・秋田県出身で首都圏に在住する未就学児・小学生・中学生を養育する子育て世帯
- ・秋田県出身者、又は家族・パートナー等に出身者がいる若者世帯

【サブターゲット】

- ・「ふるさと」を持つことに憧れがある首都圏出身者・首都圏在住者

○また、実施にあたっては、本市が首都圏における移住・就職および就活支援拠点とする「秋田市移住相談八重洲センター」への誘導を図ること。

イ 移住潜在層および顕在層との接点拡大（仕様書5のオのb）

フェアを通して、来場者と出展者（市を含む）が十分な交流を図り、その後の「つながり」に結びつく工夫を具体的に示すこと

○移住相談八重洲センターへの誘導につながる工夫についても示すこと

ターゲットが、本市との「交流」や「魅力」「暮らし」について興味や理解を深める仕掛けについて具体的に示すこと

ウ フェアの周知および集客（仕様書5のオのdおよびf）

フェアの集客目標を100人超とし、ターゲットにフェアの魅力や参加のメリットを直感的に印象づける工夫を施すこと

(2) 業務の実施体制

委託業務に関わるスタッフの担当内容や実施体制および指揮系統について、組織図などを用いて具体的に示すこと

(3) 参考見積

本業務の委託料を積算内訳がわかるように見積もること

## 9 企画提案の審査

(1) ヒアリング

企画提案に対するヒアリングを次のとおり実施する。詳細については、参加資格を確認した団体等に別途通知する。

ア 実施日

令和7年7月29日（火）

イ ヒアリング内容

事前に提出された企画提案書等について、本市が設置する審査委員会の委員が提案者から説明（15分以内）を受けた上で、説明に対する質疑応答（15分程度）を行う。なお、追加資料等の配布（企画提案書等の差し替えを含む）は認め

ない。

## (2) 契約候補者の選定

企画提案に対するヒアリングを踏まえて審査委員会による審査を行い、別紙「評価シート」の配点により採点し、評価点数の合計が最高点の者を契約候補者として選定する。ただし、評価ポイントのうち一つでも0点の項目がある場合は選定しない。

なお、上位2者が同点の場合は、両者の再評価を行う。

## (3) 選定結果の通知

選定結果および評価ポイントごとの評価点数（契約候補者および次点の者以外は社名を除く。）を電子メールにより通知するとともに、市の公式ウェブサイトに掲載する。

# 10 受託候補者の選定

## (1) 随意契約

契約候補者と地方自治法施行令第167条の2第1項に定める随意契約により委託契約を締結する。契約交渉が不調のとき、又は、契約候補者が事項のいずれかに該当するときは、次点の者と契約交渉を行う。

ア 企画提案した内容に虚偽がある場合

イ 他の参加者に対して不当な行為をしたと認められる場合

ウ その他、本要領の事項に違反したと認められる場合

## (2) 委託契約の注意事項

ア 委託業務の仕様書は、企画提案の内容を踏まえて、本プロポーザル実施時点の内容を一部変更する場合がある。

イ 受託者が契約に違反した場合には、本市は契約を解除できることとし、その場合には次点の者と契約交渉を行うものとする。

ウ 契約期間は契約締結日の翌日から令和7年12月26日までとする。

# 11 その他

(1) 本プロポーザルへの参加に要する費用は、すべて参加者の負担とする。

(2) 企画提案は未発表のものであると同時に、他者の著作権を侵害するものでないこと。著作権侵害が明らかな場合は、審査対象としないほか、決定後に疑義が発覚した場合には、全て参加者の責任とし、審査結果の発表後であっても取り消す場合がある。

(3) 提出された書類は、返却しない。

(4) 提出された書類は、本件以外に使用しない。

(5) 提出された書類は、秋田市情報公開条例（平成9年秋田市条例第39号）の規定に基づく情報公開請求があった場合は、非公開の取扱いになるものを除き、開示の対象文書となる。

(6) 提供した参考情報は、本プロポーザル以外の目的に使用しないこと。

## 12 本件に関する問合せ先

秋田市企画財政部人口減少・移住定住対策課

移住定住担当

010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

E-mail : ro-plpo@city.akita.lg.jp